

地方独立行政法人
東京都立産業技術研究センター

平成28年度
年度計画

～ 目 次 ～

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置	1
1 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進	1
1-1 基盤研究	1
1-2 共同研究	1
1-3 外部資金導入研究・調査	1
(1)提案公募型研究	1
(2)地域結集型研究	1
1-4 ロボット産業活性化事業	2
1-5 生活関連産業の支援	2
2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援	2
2-1 技術的課題の解決のための支援	2
(1)技術相談	2
(2)依頼試験	2
2-2 製品開発、品質評価のための支援	3
(1)機器利用サービスの提供	3
(2)高付加価値製品の開発支援	3
(3)製品の品質評価支援	4
2-3 新事業展開、新分野開拓のための支援	4
(1)技術経営への支援	4
(2)技術審査への貢献	4
2-4 中小企業の海外展開を支える技術支援	5
(1)国際規格対応への支援	5
(2)海外支援拠点による支援	5
3 多様な主体による連携の推進	5
3-1 産学公金連携による支援	5
3-2 行政及び他の支援機関との連携による支援	5
4 東京の産業を支える産業人材の育成	6
4-1 技術者の育成	6
4-2 関係機関との連携による人材育成	6
4-3 海外展開に必要なグローバル人材の育成	6
5 情報発信情報提供の推進	6
5-1 情報発信	6

5-2 情報提供	6
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	7
1 組織体制及び運営	7
1-1 機動性の高い組織体制の確保	7
1-2 適正な組織運営の確保	7
1-3 職員の確保・育成	7
1-4 情報システム化の推進・情報セキュリティ対策の徹底	7
2 業務運営の効率化と経費節減	8
2-1 業務改革の推進	8
2-2 財政運営の効率化	8
III 財務内容の改善に関する事項	8
1 資産の適正な管理運用	8
2 剰余金の適切な活用	8
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	8
V 短期借入金の限度額	8
1 短期借入金の限度額	8
2 想定される理由	8
VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	9
VII 剰余金の使途	9
1 剰余金の使途	9
2 積立金の使途	9
VIII その他業務運営に関する重要事項	9
1 施設・設備の整備と活用	9
2 危機管理対策の推進	9
3 社会的責任	10
3-1 情報公開	10
3-2 環境への配慮	10
3-3 法人倫理	10

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条の規定に基づき、東京都知事から認可を受けた平成28年4月1日から平成32年3月31日までの5年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）の中期計画を達成するための平成28年度の業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

1-1 基盤研究

機械、電気・電子、情報、化学、バイオ等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に役立つ技術シーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として取り組む。

なかでも、今後の成長が期待される環境・エネルギー、生活技術・ヘルスケア、機能性材料、安全・安心技術分野を重点研究として取り組み、都内中小企業による新しいサービスの創出に貢献する。

また、第一期および第二期中の基盤研究において得られた研究成果を事業化・製品化及び共同研究への実施や外部資金導入研究の採択へ発展させる。

1-2 共同研究

基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組むとともに、成果展開へつなげる。

年度当初及び年度途中に研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

共同研究機関の共同研究による製品化・事業化を把握できる仕組みを試行する。

1-3 外部資金導入研究・調査

都産技研が保有する研究成果を基に、科学技術研究費や産業振興を目的とする外部資金等に積極的に応募し採択を目指す。

(1) 提案公募型研究

技術開発の要素が大きい経済産業省や文部科学省などの提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を確実に実施する。

未利用外部資金の調査を行い、申請可能なものを抽出して積極的に申請する。

(2) 地域結集型研究

第二期に完了した製品化研究に基づき、これまでに得られた研究成果の事業化を推進する。

1-4 ロボット産業活性化事業

今後の少子高齢化対策並びに生活の質の向上対策として期待されているロボット産業の活性化事業を実施し、中小企業や大学との共同研究を通じた事業化・産業化を推進する。

公募型研究開発事業を推進し、ロボット技術の製品化・事業化を促進する。

1-5 生活関連産業の支援

開発第三部を開設し、生活関連産業の付加価値向上を目的とした技術支援サービスを実施する。

2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

2-1 技術的課題の解決のための支援

(1) 技術相談

中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。

- ①お客様への的確な技術相談を提供するため、本部の実施体制を継続する。
- ②総合支援窓口の取組みにより、料金収納及び成績証明書の発行窓口の統合や複数技術分野にまたがる相談への一括対応などサービス機能の総合化を継続する。
- ③幅広い技術相談ニーズに的確に対応するため専門相談員を設置し、中小企業の技術開発を支援する。
- ④ものづくりに関連するサービス産業等の技術分野の相談について積極的に対応する。
- ⑤中小企業の現場での支援が必要な場合は、職員や専門家を現地に派遣する実地技術支援を実施する。
- ⑥都産技研の保有していない技術については、他の試験研究機関や大学、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。
- ⑦協定締結機関と連携した技術相談体制を継続および拡充する。
- ⑧震災による電力不足に対応するため、都内および被災地中小企業の節電や省エネルギーに関する技術相談や実地技術支援を継続実施する。

(2) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。

- ①導入した機器を活用し、高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、依頼試験の充実を図る。
- ②JIS 等に定めのない分析・評価など、お客様の個別の試験ニーズに対しては、オーダーメード試験により柔軟に対応する。
- ③首都圏公設試験研究機関連携体（以下、「TKF」という。）に参加している近隣の公設試

験研究機関と連携した試験実施体制を継続する。

④本部において、電気および温度分野の計量法認定事業者（JCSS）として試験業務を継続実施する。

⑤多摩テクノプラザ EMC サイトにおいて、EMC 分野の試験所認定事業者（VLAC）として試験業務を継続実施する。

⑥本部において、照明分野の試験所認定事業者（JNLA）として試験業務を継続実施する。

また、鉄鋼分野の試験所認定事業者（JNLA）として試験業務を継続実施する。

⑦都産技研の特徴的な技術分野である非破壊検査、照明、音響、高電圧、ガラス技術、環境・防かび、放射線技術、高速通信、めっき・塗装複合試験、光学特性計測技術分野において、試験精度の向上や試験範囲の拡充など一層高品質なサービスを実施する。

⑧中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。

⑨公的試験研究機関としての信頼の維持向上を図るため、機器の保守・更新、校正管理をより適切に行う。

⑩震災による電力不足に対応するため、中小企業の省エネルギー、高効率化に関する製品開発を促進する依頼試験を継続実施する。

⑪原子力発電所の事故に伴い、工業製品等の放射線量測定試験を継続実施する。

2-2 製品開発、品質評価のための支援

(1) 機器利用サービスの提供

①中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、中小企業における新製品・新技術開発のために機器利用のサービスを提供する。

②機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための的確な指導・助言を行う。

③高度な先端機器は利用方法習得セミナーを開催して、機器利用ライセンス制度により利用可能な機器を拡張する。

④都産技研ホームページを活用し、機器利用可能情報の提供を継続する。また、インターネット経由での予約申し込み受付の対象機器を拡大する。

⑤墨田支所において、「生活技術開発セクター」を拠点とし、サービス産業等への技術支援サービスを継続する。

⑥城南支所において、「先端計測加工ラボ」を活用した先端ものづくり産業支援を継続する。

(2) 高付加価値製品の開発支援

①本部にアディティブマニュファクチャリング設備による試作・製作支援、三次元 CAD データ作成等のデジタルエンジニアリング支援を行うための「3D ものづくりセクター」

- を開設し、3D技術やリバースエンジニアリングを活用した製品開発を総合的に支援する。
- ②本部に機能性材料、環境対応製品など先端材料製品の開発に用いる高度先端機器を集中配置した「先端材料開発センター」を開設し、中小企業による高度な研究開発や技術課題の解決を支援する。
- ③多摩テクノプラザに産業用繊維や炭素繊維などの複合素材の開発を支援する「複合素材開発センター」を開設し、成長産業へ参入を希望する中小企業の支援を行う。
- ④中小企業が自社製品を開発する際の上流工程の技術課題解決に対応するため、オーダーメード開発支援を継続する。
- ⑤新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として「製品開発支援ラボ」を本部に19室、多摩テクノプラザに5室を引き続き提供する。
- ⑥共同研究企業が無料で利用可能な共同研究開発室を3室引き続き提供し、迅速な製品の開発を促進する。
- ⑦製品開発支援ラボと共同研究開発室の入居者による製品化・事業化を支援するため、共同利用の試作加工室を提供するとともに、技術経営相談などにも幅広く対応できる人材を配置する。

(3) 製品の品質評価支援

本部において、「実証試験センター」を活用し、中小企業の安全で信頼性の高い製品開発を支援するために、技術相談、依頼試験、機器利用をワンストップで効率的に技術支援する。

特に、温湿度、機械、電気試験分野において、各種規格に対応した質の高い試験を継続させる。

2-3 新事業展開、新分野開拓のための支援

(1) 技術経営への支援

- ①公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）の経営支援部門等他の機関との連携を活用して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う。
- ②研究の成果として得た新技術に関して知的財産の出願に努めるとともに、使用許諾を推進し中小企業支援に活用する。

(2) 技術審査への貢献

- ①東京都や自治体、経営支援機関等が実施する中小企業等への助成や表彰などの際に行われる技術審査に積極的に協力する。
- ②審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、最新の技術情報の収集・研究や研修等の実施により審査スキルの向上に努める。

③技術審査事業を通じた産業振興への貢献度把握を継続する。

2-4 中小企業の海外展開を支える技術支援

(1)国際規格対応への支援

- ①輸出製品技術支援センターを支援拠点として、中小企業が製品輸出や海外進出を行う際に必要な国際規格への適合性などの技術情報を提供する。
- ②海外展開を目指す中小企業を支援するため、輸出製品に関する相談体制や情報提供を拡充するとともに、海外取引に関する技術セミナーを開催する。
- ③中小企業の海外展開等で必要となる国際規格に対応した試験により都内中小企業の海外展開支援を進める。

(2)海外支援拠点による支援

- ①タイ王国に開設したバンコク支所で海外進出した企業への現地技術支援事業を実施する。
- ②海外の現地情報を都内中小企業へ情報提供し、海外展開支援を実施する。

3 多様な主体による連携の推進

3-1 産学公金連携による支援

- ①本部において、産学公連携の拠点となる「東京イノベーションハブ」を活用し、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促進するセミナーや交流会、展示会を開催する。
- ②公立大学法人首都大学東京（以下、「首都大学東京」という。）など豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業とのマッチングの場を提供する。
- ③企業同士の連携に意欲のある企業に対して、本部及び多摩テクノプラザで異業種交流会を各1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施する。
- ④業界団体との業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。
- ⑤中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

3-2 行政及び他の支援機関との連携による支援

- ①区市町村との連携強化に努め、地域における産業振興の取組に貢献するとともに都産技研の利用促進を図る。
- ②首都圏の公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の支援を実施しているTKFの活動を継続することにより、広域的なワンストップサービスを確保し、中小企業への技術支援の充実を図る。
- ③都産技研を利用した中小企業において、製品化や事業化の際に生じる開発資金の調達、

販路の開拓などが円滑に進められるよう、中小企業振興公社等の経営支援機関と連携した事業を実施する。

④東京都との「放射性物質等による災害時等対応に関する協定」に基づき、放射能測定試験を継続実施する。

4 東京の産業を支える産業人材の育成

4-1 技術者の育成

新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、整備した機器を活用し、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産業人材の育成を支援する。

4-2 関係機関との連携による人材育成

首都大学東京をはじめとする大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材育成の取り組みに対して、職員の講師派遣、インターンシップによる学生の受入れなどで積極的に協力する。

サービス業や卸売業・小売業の従事者向けにおいても、都産技研の設備や人材を活かした実践的なセミナーを実施する。

個別企業や業界団体等の人材育成ニーズに対して、希望に対応したカリキュラムを編成するオーダーメードセミナーを実施し、人材育成ニーズにきめ細かく対応する。

4-3 海外展開に必要なグローバル人材の育成

中小企業が海外へ事業を展開する際には現地の経営環境や市場動向に詳しい人材の育成が必要であることを踏まえ、金融機関などの連携締結機関の情報や他の産業支援機関を活用した実践的なセミナーを試行する。

5 情報発信・情報提供の推進

5-1 情報発信

東京都、区市町村、中小企業振興公社、商工会議所、商工会などの支援機関等が実施する講演会、イベント・展示会への参加を通じ、都産技研の事業を積極的にPRし利用拡大につなげる。

都産技研が開催する研究発表会と、首都大学東京やTKF 参加の各公設試験研究機関等が行う研究発表会の間で、相互に発表者を派遣し合うなど、多様な連携により研究機関が保有する技術シーズや研究成果を広く中小企業に発信する。

5-2 情報提供

中小企業の製品開発や生産活動に役立つ以下の情報をインターネットや技術情報誌等の広報媒体により速やかに提供する。

本部の公開図書室を活用し、中小企業に役立つ技術資料等を公開する。

- ・研究開発の成果
- ・保有する技術情報やノウハウ
- ・依頼試験や設備機器の利用に関する情報
- ・産業人材育成に関するセミナー開催情報
- ・产学公金連携コーディネートに関する情報
- ・共同研究の公募や受託研究に関する情報
- ・最近の技術動向等に関する情報

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織体制及び運営

1-1 機動性の高い組織体制の確保

- ①事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。
- ②既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。

1-2 適正な組織運営の確保

- ①事業別のセグメント管理を活用することにより、各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を継続する。
- ②都内中小企業に対して高品質な技術支援サービスを安定かつ継続的に提供する適切な組織運営を継続する。

1-3 職員の確保・育成

- ①大学訪問などの積極的なリクルート活動により、優秀な技術職員を計画的に採用する。
- ②地方独立行政法人の機動的で柔軟な組織運営に必要な事務職員についても、計画的に確保する。
- ③公平な業績評価とその昇給等への適切な反映により、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともにそのレベルアップを進め、組織運営の効率化や、技術支援及び研究開発の水準の向上を図る。
- ④中小企業の国際化を適切に支援していくため、職員の海外での学会参加による情報収集など国際規格の相談に対応できる職員の育成を継続する。

1-4 情報システム化の推進・情報セキュリティ対策の徹底

ネットワークやインターネット、人事・庶務システムなどの都産技研の業務運営に欠か

せない情報システム基盤を活用し、情報システムの利便性向上、業務の効率化、セキュリティの向上等を図る。

テレビ会議システムによる遠隔相談など情報システムを活用した利便性の向上に努める。海外展開を支援する海外支所とのネットワーク化を推進し、利便性及びセキュリティの向上を図る。

2 業務運営の効率化と経費節減

2-1 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、組織と職員からの提案により、業務内容や処理手続きの見直し等の業務改革を推進し、外部機関の活用も含め高い経営品質の実現や利用者満足度の向上を目指す。

2-2 財政運営の効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直しや複数年契約の推進による効率化を進める。

III 財務内容の改善に関する事項

1 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を推進し、建物、施設については、計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行うことにより国内規格や国際規格に適合する測定等が確実に実施できるよう管理運用する。

2 剰余金の適切な活用

的確な経営判断を行い、新しい事業の開始、研究開発の推進、設備の更新・導入などにより、都内中小企業に提供するサービス水準の向上を図るとともに、事業実績や成果の向上につながるよう、剰余金を有効に活用する。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

V 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

15億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかつた不測の事態の発生等により、緊急に借

り入れの必要が生じることが想定される。

VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

VII 剰余金の使途

1 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

2 積立金の使途

前期中期目標期間の最終年度において地方独立行政法人法第40条第1項又は第2項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額について、中期計画の剰余金の使途に規定されている、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

VIII その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の整備と活用

- ①業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。
- ②実施に当たっては、東京都からの施設整備補助金等の財源を適切に確保し、策定する長期保全計画に基づき総合的・長期的観点に立った整備・更新を行う。

2 危機管理対策の推進

第一期中に策定した「リスクマネジメントに関する基本方針」に基づき、内部危機管理体制の整備を継続する。

- ①個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止のために、全職員の受講を必須とする研修を実施する。
- ②環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、毒劇物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練等の実施や職員に対する意識向上のための研修を実施する。
- ③震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を定めるとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。
- ④緊急事態の発生を想定し、対策委員会の設置、緊急連絡網の設定、通報訓練の実施等をマニュアルとしてまとめるなど、迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備を図る。

3 社会的責任

3-1 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ホームページや刊行物の発行等により経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

3-2 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、省エネルギー対策の推進、CO₂削減等、「環境方針」に沿った取組により環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

3-3 法人倫理

都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	6,921
(うち標準運営費効率化係数対象内分)	(4,667)
(うち標準運営費効率化係数対象外分)	(197)
(うち特定運営費交付金分)	(2,057)
施設整備費補助金	10
自己収入	1,237
事業収入	701
補助金収入	60
外部資金研究費等	100
その他収入	376
積立金取崩	35
計	8,203
支出	
業務費	5,753
試験研究経費	1,597
外部資金研究経費等	100
東京緊急対策	12
ロボット産業活性化	1,054
役職員人件費	2,990
一般管理費	2,450
計	8,203

[人件費の見積り]

平成28年度は 2,906 百万円支出する。(退職手当は除く)

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成28年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	28 年度
費用の部	8,727
経常費用	8,727
業務費	4,855
試験研究経費	1,042
外部資金研究経費等	100
役職員人件費	2,990
東京緊急対策	12
ロボット産業活性化	711
一般管理費	2,330
減価償却費	1,542
収入の部	8,727
経常収益	8,727
運営費交付金収益	5,998
事業収益	701
外部資金研究費等収益	100
補助金等収益	10
その他収益	376
資産見返運営費交付金等戻入	1,496
資産見返補助金等戻入	41
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄附金等戻入	5
純利益	0
総利益	0

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成28年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	28 年度
資金支出	8,203
業務活動による支出	7,185
投資活動による支出	1,018
資金収入	8,630
業務活動による収入	8,168
運営費交付金による収入	6,921
事業収入	701
外部資金研究費等による収入	100
補助金等による収入	70
その他の収入	376
前期中期目標期間よりの繰越金	462

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。